令和８年度

学校法人すみれ学園　幼保連携型認定こども園　すみれ幼稚園

重　要　事　項　説　明　書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次の通りです。

1. 事業者運営主体

事業者の名称	学校法人すみれ学園
代表者	理事長　朝倉　紀代美
法人の所在地	大阪市生野区舎利寺１丁目５番 28 号
法人所在地の電話番号	06-6712-0747

2. 施設概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	学校法人すみれ学園　幼保連携型認定こども園　すみれ幼稚園		
施設の所在地	大阪市生野区舎利寺１丁目５番 28 号		
連絡先	06-6712-0747		
管理者	園長　朝倉　紀代美		
対象児童	満３歳児以上小学校就学前児童及び保育を必要とする満３歳児未満の乳幼児		
利用定員	１号認定こども	２号認定こども	３号認定こども(生後６ヶ月から)
	54 人	36 人	30 人
開業年月日	平成 29 年４月１日		
事業所番号	2710051005785		
ホームページ	http://www.sumireyouchien.net/		

※ １号認定こどもは教育時間標準認定を受けた満３歳児以上就学前の子ども

２号認定こどもは保育標準時間認定または、保育短時間認定を受けた満３歳児以上就学前の子ども

３号認定こどもは保育標準時間認定または、保育短時間認定を受けた満３歳児未満の子ども

3. 施設の目的･理念

事業の目的	全ての子どもに認定こども園法に基づいて、乳児及び幼児の教育及び保育事業を行う。
理念 （事業運営方針）	子どもにとってこども園は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期に、その生活の大半を過ごす場であり、人生最初の様々な体験や経験をする場です。 また、教育・保育ケアを受ける場としても重要な役割を担っています。 人権を尊重し、こども園利用者の住まう地域に根付いた教育・保育を行うために『子ども一人ひとりを大切にし、地域に見守られ、地域と育つこども園』という考えの基、子どもの心身に健全な成長と就学前教育（保育と擁護を含む）を支え、保護者が安心して通わすことのできる地域の子育ての拠点としての役割を重視した運営を行います。

教育方針	子どもの健全な心身の発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う
保育目標	・明るい豊かな心を持ったこども　・ありがとうと素直な心を持ったこども ・どんなことにも負けない我慢強いこども　・健康で心身ともに活動的なこども

4. 施設設備等の概要

(1)施　設

敷　地	本館	744.55 ㎡
	乳児園舎	295.12 ㎡
園　舎	本館	構造　鉄骨造
		延べ床面積　627.90 ㎡
	乳児園舎	構造　木造
		延べ床面積　338.64 ㎡
園　庭	本館	401.6 ㎡
	乳児園舎	生野中央公園

(2)主な設備

設　備	部屋数	設　備	部屋数
保育室	6	職員室	2
多目的室	1	預かり保育室	1
調理室	1	調乳室	1
ランチルーム・室内運動場	1	保健室	1
遊戯室	1		
設備の種類	全室冷暖房　床暖房(乳児園舎)		

5. 教職員体制

職　種	職務内容	員　数	常　勤	非常勤
園長	園運営の総括と教育保育全体の管理	1	1	
副園長	園長補佐として運営と職員調整を行う	1	1	
主幹保育教諭	教育保育の指導助言と職員支援を行う	2	2	
保育教諭	子どもの教育保育と生活支援を行う	20	16	4
調理員	給食の調理、衛生管理を行う	3	3	
栄養士	献立作成、栄養管理、食育指導を行う	1		1
医師　歯科医師	健康診断や園児の健康指導	2		2
看護師	園児の健康管理、応急処置、衛生管理を行う	1		1
薬剤師	衛生管理や薬品管理	1		1
事務員	園の事務処理	1	1	
バス運転士	園児送迎バスの運転を安全確保に行う	1	1	

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備等及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 22 日大阪市条例第 100 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示　第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の必要な提供を行います。

⑴開園・休園日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日が異なります。

1 号 認定こども	開 園 日	月曜日～金曜日	
	休 園 日	土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日	
	長期休園日	夏休み	7 月 20 日頃　～　8 月 20 日頃
		冬休み	12 月 23 日頃　～　1 月　7 日頃
		春休み	3 月 20 日頃　～　4 月　7 日頃
	そ の 他 の 休 園 日	創立記念日（7 月 1 日）　行事の代休　等　園長が必要と認めた日 伝染疾病の発生により、閉園しなければならない場合	

2 号・3 号 認定こども	開園日	月曜日～土曜日
	休園日	日曜日・祝日 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
	そ の 他 の 休 園 日	園長が必要と認めた日 伝染疾病の発生により、閉園しなければならない場合

※ご両親のどちらかお一人でも土曜日就労がない場合は家庭保育のご協力をお願いたします。

⑵開園時間

開園時間	月曜日～金曜日	7：00～19：00
	土曜日	7：00～18：00

⑶教育・保育時間

お住まいの居住区から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能時間が異なります。

1 号認定こども	月・火・木・金曜日	
	9：00～14：30　（※注 1）	
	水曜日	
	9：00～13：00　（※注 1）	
	早朝預かり未実施	
2・3 号認定こども	保育標準時間　（※注 2）	7：00～18：00
	保育短時間　（※注 3）	8：30～16：30

※注 1 ：上記以外の時間帯を超えて保育を必要とされる場合は、預かり保育（1 号認定こども）を利用することもできます。

※注 2 ：上記以外の時間帯において、やむ終えない理由により、保育が必要な場合、延長保育事業（2 号・3 号認定こども）を 19 時までの範囲内で提供いたします。
（時間外保育は別途利用者負担が必要です）

※注 3 ： 上記以外の時間帯において、やむ終えない理由により、保育が必要な場合、延長保育事業（短時間認定の 2 号・3 号認定こども）を 7 時から 8 時 30 分まで及び、16 時 30 分から 19 時までの範囲内で提供いたします。　（時間外保育は別途利用者負担が必要です）

(4)預かり保育事業（延長保育）

	利　用　時　間		料　金
月～金曜日	1号 認定こども	基本教育・保育終了時から 16：00	450 円 / 1 日
		基本教育・保育終了時から 18：00	650 円 / 1 日
		18：00～19：00	100 円 / 10 分
	2・3 号 認定こども	7：00～8：30	100 円 / 10 分
		16：30～18：00	100 円 / 10 分
		18：00～19：00	100 円 / 10 分

7. 食事の提供について

(1)食事の提供方法

自園調理（一冨士フードサービス株式会社に調理業務委託）

(2)食事を提供する日

保育を提供する日は、毎日食事提供を行います。

年齢に応じ、以下の時間帯に食事提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食 （2 号・3 号認定こども）
0 歳児	9 時 00 分	11 時	14 時 30 分
1 歳児	9 時 00 分	11 時	14 時 30 分
2 歳児	9 時 00 分	11 時	14 時 30 分
3 歳児		11 時 15 分	14 時 30 分
4 歳児		12 時	14 時 30 分
5 歳児		12 時 45 分	14 時 30 分

(3)献立は毎月別途お知らせいたします。

(4)アレルギー対応について

アレルギー、その他の事情により給食の配慮が必要な場合はご相談ください。

8. 入園申請手続き

(1) 1 号認定こども入園申請受付　1 号認定こどもは、直接契約の為、園に入園願書を提出し入園が内定されます。
※在園児の弟妹を優先させて頂きます。
※一般の受付は先着とし、募集人員に達し次第締め切らせて頂きます。

(2) 2・3 号認定こども入園申請受付　10 月 1 日～10 月 15 日までに申請書を居住区へ提出してください。
居住区の基準審査により選考され保護者へ利用施設の入園が内定されます。（結果は翌年 2 月頃）
※選考により希望の幼稚園への入園ができない事があります。

9. 利用者負担金について

(1)保育料納入方法

ゆうちょ銀行の口座自動振替（引き落としは毎月 10 日、2 回目 15 日です）

(2) 基本保育料

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担（月額）を当園にお支払いただきます。

(3) その他の費用負担

基本保育料の他に保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

◇入園願書受付時の費用

入園事務手数料	1 号・2 号・3 号認定：10,000 円	入園受付時・現金徴収

※入園事務手数料は事務手続きに要する費用につき受付時にお支払いいただきます。

※1 号認定のお子様は入園願書提出により入園内定となります。

※2 号・3 号認定のお子様は申請書類提出後、居住区の審査により選考されます。

◇1 号・2 号こども 入園後の費用

被服用品一式	1 号・2 号認定：約 28,000 円		2 次面接時・現金徴収
教材用品一式	1 号・2 号認定：約 12,000 円		2 次面接時・現金徴収
進級時の教材用品	1 号・2 号認定	4 歳児：3,813 円	年度末・口座振替
		5 歳児：2,255 円	
教育充実費（年額）	1 号・2 号認定：18,000 円（以降進級時納入）		4 月 ・ 口座振替
誕 生 会 費（年額）	1 号・2 号認定： 2,400 円（以降進級時納入）		4 月 ・ 口座振替
教 材 費（年額）	1 号・2 号認定：10,000 円（以降進級時納入）		4 月 ・ 口座振替

◇1 号・2 号こども 月額の費用

保育料	1 号認定：教育時間が無償化 2 号認定：各区役所で定められた認定時間が無償化	口座振替
バス代	1 号・2 号認定の利用者のみ：3,500 円（年額 42,000 円を 12 ケ月均等割り） 3 号認定はバス利用できません。 1 号・2 号認定の兄弟、姉妹でバス利用の園児は、弟妹バス代は免除 ※2 号認定こどものバス利用について… 土曜日、行事の代休、創立記念日、夏・冬・春の長期休業中のバス運行はありませんが、バス代は年額均等割りになっております 運行しない時もバス代納入頂きますことを、あらかじめご了承の上、お申込みください。 ※令和 8 年度をもって、バスの送迎は終了します。	口座振替
給食費	1 号認定：6,000 円（主食 1,800 円、副食 4,200 円） 2 号認定：7,700 円（主食 1,800 円、副食 4,200 円、おやつ 1,700 円） 但し：1 号認定は長期休業（夏・冬・春休み）参加者のみ別途徴収	口座振替
絵本代	1 号・2 号認定：3 歳 4 歳 5 歳児 450 円	口座振替
肝油ドロップ代	1 号・2 号認定：100 円	口座振替

◇1 号・2 号こども その他の費用

行事費参加費	1 号・2 号認定：約 20,000 円（運動会 展示会 生発表会 等）	口座振替
園外保育代（遠足代）	1 号・2 号認定：約 10,000 円 （ビックバン 海遊館 芋ほり 枚方パーク 等）	口座振替
写真代	1 号・2 号認定：約 5,000 円（1 枚 550 円）	口座振替
延長保育代	2 号認定：100 円／10 分	口座振替

預かり保育代	1号認定：16:30 まで 450 円／1 日 18:00 まで 650 円／1 日 18:00 以降 100 円／10 分	口座振替
長期休業ホームクラス	1号認定：1,000 円／半日（14:30 まで） 1,650 円／全日（18:00 まで） 18:00 以降 100 円／10 分 給食費　300 円／1 食	口座振替
アルバム制作費	1号・2号認定：3歳 4歳児 750 円/5 歳児 3,250 円	4 月・口座振替

※年長時の 3 月の延長保育・預かり保育代は現金にて徴収させていただきます。

◇3号認定こどもの費用

保育料（月額）	各家庭の所得に応じて各区役所で定められた保育料	毎月・口座振替
色帽子	1,000 円	入園時・現金徴収
延長保育代	100 円／10 分	口座振替
年少組へ進級時の費用	被服用品一式　約 28,000 円	年度末・口座振替
	教材用品一式　約 12,000 円	

10. 利用の開始・終了に関する事項

※支給認定を受けた保護者が重要事項説明書等に同意された後に教育・保育を開始いたします。

（1）入園（選考方法）

ア　1号認定こども

在園児の弟妹を優先させていただきます。

一般の受付は先着順とし、募集人員に達し次第締め切らせていただきます。

イ　2号・3号認定こども

居住区の利用調整結果に基づき、選考されます。

（2）転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望する時。

（転園希望日の 1 月前までに退園届を提出してください）

（3）退園

ア　園長は以下のいずれかに該当する場合には退園させることができる。

①　2号認定こども及び 3 号認定こどもの保護者が、支給認定の要件に該当しなくなった時。

②　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時。

イ　納付金の滞納が 3 ヶ月続いた場合、退園とする。

（4）修了

園児が小学校へ就学した時、教育・保育の提供を終了します。

11. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

障害のあるこどもに対して学習上または生活上の困難を克服し、自立に向けた教育及び保育支援を行う。また、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本として支援していく。

12. 緊急時の対応方法

⑴保育中に容態の変化等があった場合、予め保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、委託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

当園は、以下の医療機関と委託契約を締結しております。

委託医の名称	内科・外科　望月医院
医院長名	望月　與弘
住所	大阪市生野区舎利寺 1-5-22
電話番号	06-6715-0215

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	非常防災対応マニュアルにより対応します。
避難・消火訓練	月１回実施
防災設備	自動火災探知機　非常用電話　非常警報装置　非常通報電話 ガス漏れ報知器　誘導灯　防犯カメラ

14. 虐待の防止

利用するこどもの人権擁護、虐待の防止等のため、マニュアルの作成、運用、教職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15. 苦情・要望等に関する相談窓口

当園では苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しております。

相談・苦情窓口	・相談・苦情受付担当者　主幹保育教諭　下永田　文栄 ・相談・苦情受付責任者　園　長　朝倉　紀代美 ・利用時間　当園の開園日・開園時間内 ・電話番号　06-6712-0747 ・ＦＡＸ　06-6712-0748

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

16. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

区分	歳児	令和５年度	令和６年度	令和７年度
1号認定子ども	3歳児	23名	16名	13名
	4歳児	20名	22名	16名
	5歳児	20名	20名	22名
2・3号認定子ども	0歳児	6名	6名	6名
	1歳児	12名	12名	12名
	2歳児	12名	12名	12名
	3歳児	12名	12名	12名
	4歳児	12名	12名	12名
	5歳児	12名	12名	12名
合計		129名	124名	117名

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下保険に加入しています。

保険会社名	Chubb（チャブ）損害保険㈱会社
保険の種類	傷害保険

18. 第三者評価の審議、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	－
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに記載

19. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により、公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし

20. その他の留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

当園は、業務上知り得たこども及びその家族の個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を厳守し適正に取り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

ア　小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有します。

イ　他の教育・保育施設等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設と間で必要な連絡調整を行います。

ウ　緊急時において、その他関係機関に対し必要な情報提供をします。

(2) 送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方がこられる場合は事前に連絡をお願いします。

(3) 自転車・自動車での送迎は、近隣住民に迷惑がかからないよう、交通ルールを厳守することをお願いします。

(4) ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に当園及び利用者に係る誹謗、中傷又は個人情報等の掲載は禁止します。

(5) 今後、重要事項説明書内の時間・料金について変更や上乗せ徴収する場合があることをご了承ください。